

ふるさと納税は 廃止すべきです

令和5年度決算のお知らせとあわせて、ふるさと納税の問題点と区の姿勢をお知らせします。
▶問合せ:財政課☎5984-2465 FAX 3993-1195

ふるさと納税制度は、憲法に定める地方自治の本旨に反し、「住民サービスの経費は住民自らが負担する」という住民自治の大原則を破壊するものです。まして、現在は過剰な返礼品競争に堕しています。

しかも、首都東京、とりわけ特別区は、我が国の政治・経済・文化の発展を牽引する重要な役割を果たしてきました。ふるさと納税制度は、こうした東京の役割を考慮せず、地方の財源不足を補うために税収の移転を図るものです。

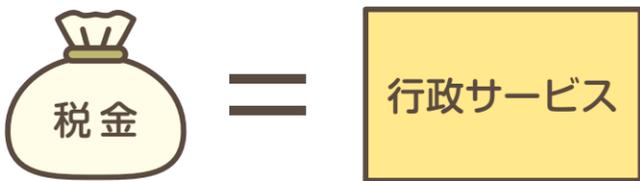
私は、若い頃から一貫して、東京一極集中を諸悪の根源とする議論や東京富裕論と闘ってきました。微力ではありますが、特別区長会の副会長として、東京都と力を合わせ、制度の廃止を含めた抜本的な見直しを、国に求めています。

廃止のためには、社会全体の機運醸成が必要です。ぜひ、区民の皆様のご理解をお願いいたします。



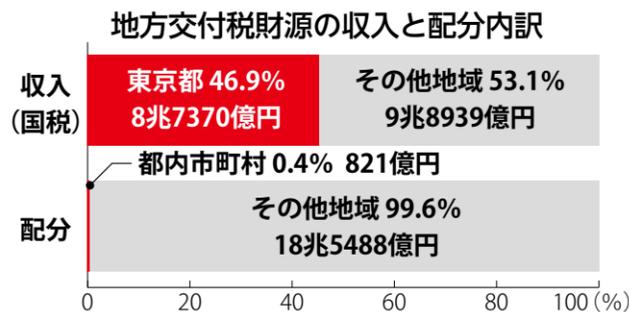
練馬区長
前川耀男

住民が自分たちのサービスを自分たちで負担するという「地方自治の本旨」に反します



- 日本国憲法第92条
地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。
- 地方自治法第10条第2項
住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

都民が納めた税金は地方へ配分されており、ふるさとへの貢献はすでに実現されています



参考資料:特別区長会「不合理な税制改正等に対する特別区の主張(令和6年度版)」

地方交付税の原資の5割弱は、都の住民(個人、法人)が負担しており、すでに地域間の税収格差の解消に大きく貢献しています。

〈地方交付税とは〉

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するものです。本来は地方の税収入とするべきですが、国が国税として徴収し、一定の合理的な基準によって再配分されます。